

広報うへだ

昭和59年2月16日

第905号

毎月1日・16日発行

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田24100
印刷 田辺印刷



南小学校が4月開校

市内中之条に建設中の南小学校が、この4月開校します。同校は、城下・川辺両小学校の一部通学区を統合した小学校で、4月からは約770人の児童が新しい校舎で勉強することになります。

すでに、鉄筋コンクリート3階建ての校舎3棟は完成しており、現在は屋内体育館の建設とグラウンドの整備を進めています。

主な内容

今年は建設ラッシュ①	2・3ページ
昭和57年度の決算を公表します	4～6ページ
カメラレポ	7ページ
公共下水道、受益者負担金に御理解を	8・9ページ
健康づくり、上田市の成人病	10ページ
定期監査の結果公表	11ページ
お知らせ	12～14ページ

市民と市長の日

毎月1日に行っています「市民と市長の日」を、来月は都合により3月3日(土)午前9時から正午まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

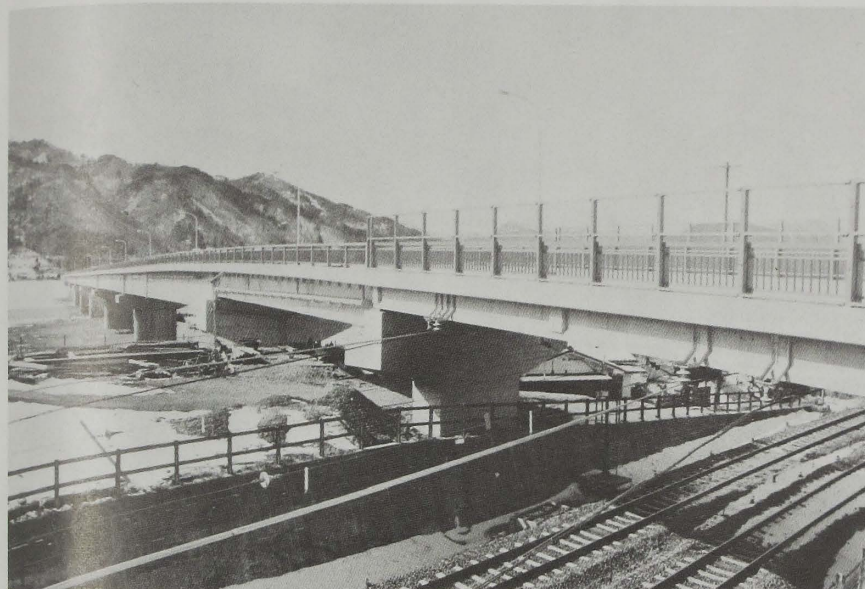
農地問題相談日

「農地問題相談」を3月1日(木)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

第一
三井信義さん
宮尾孝幸さん
新田 七八
原田 清さん
(常磐城六丁目)
常磐町 七二
砥石真吉さん
土屋彦興さん
緑が丘西 三六
中之条 八六
山本幸雄さん
櫻井岩治さん
上
川
六
松崎くによさん
竹内政道さん
川辺町 六四

今年は建設ラッシュ①

大型事業が目白押し



交通渋滞解消に大きな期待

市内最長の小牧橋

千曲川右岸と左岸を結ぶ小牧橋（全長380メートル）は、上田橋・古舟橋に続く「第3の橋」として、昭和56年10月、工事に着手しました。完成すると、朝夕の交通渋滞解消はもちろん、左岸地区の農産物を関東などへ出荷する場合の輸送力向上など、大きな期待がかけられています。

昨年4月に始まった橋げたの架橋工事は順調に進み、現在は道路舗装など一部を除き、橋本体はほぼ完成しました。また、橋の建設にあわせて兩岸に取付道路を新設しますが、国道18号線から川辺町の県道上田塩田線まで約4,200メートルが全面供用開始となるよう全力で取り組んでいます。

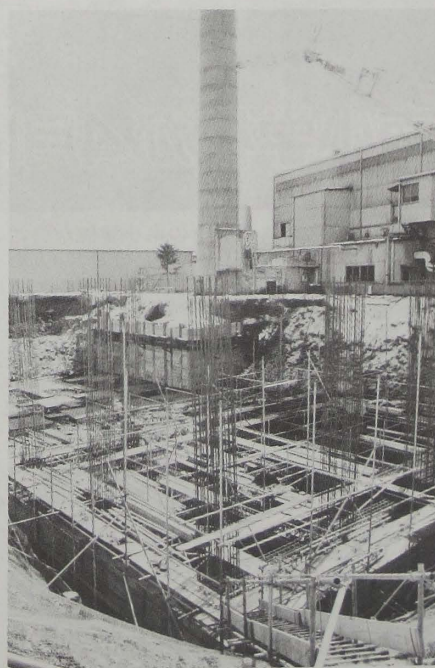
（写真は上堀側から撮影。右下には信越線の線路が見える）

市内各地では、いま公共施設の建設が急ピッチで進められ、まさに今年は建設ラッシュの年。

ざっと挙げてみると、交通渋滞解消に大きな期待がかかる「上田バイパス」、「小牧橋」をはじめ、「上田市文化センター（仮称）」、「じんかい焼却場」、「上田市福祉会館」、「上田市観光会館（仮称）」、「市民の森」、「南小学校」など大型事業が目白押しです。

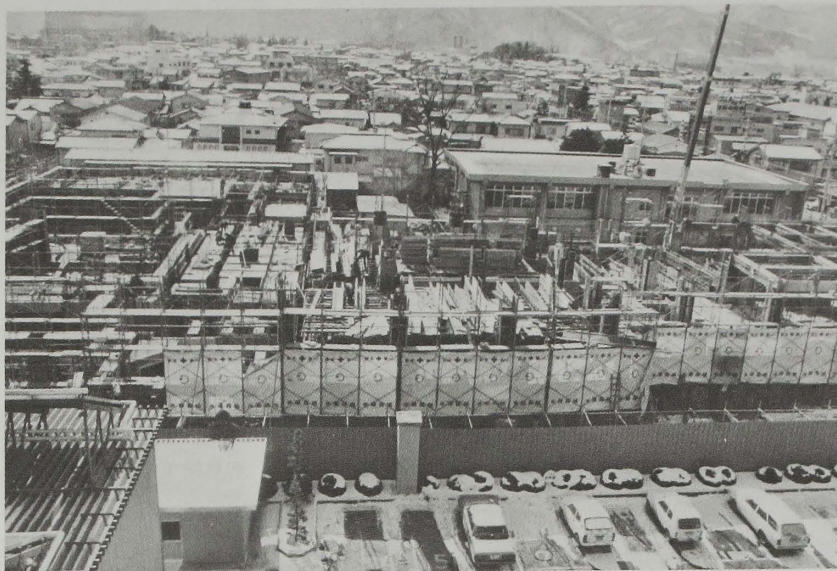
そこで、今回と次回では、現在建設中の公共施設について掲載する予定です。

じんかい焼却場に新焼却炉



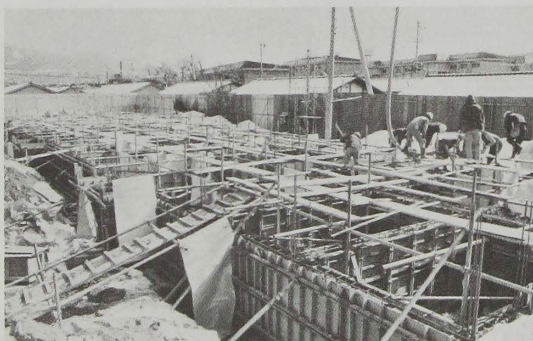
上田市・真田町じんかい焼却場組合の新焼却炉は、昨年11月に着工しました。新焼却炉は、総事業費約28億円を見込み、3か年事業で現有の敷地内北側に建設されます。

現在は、まだ基礎工事の段階ですが、完成すると焼却能力100トン炉2基が24時間稼働し、臭いや煙の出ない近代的な焼却場に生まれ変わります。



市が、市立図書館の西側に建設中の「上田市文化センター（仮称）」は、昨年七月に着工されました。文化センターは、文化会館と中央公民館を併設して、総事業費約十四億四千万円をかけて建設されます。工事は順調に進み、現在は一階のわく組みがほぼ終了し、二階のわく組みに入った段階です。建物、鉄筋コンクリート地上三階、地下一階建てで、延べ面積は約四千万平方メートルあり、今年の十二月に完成予定です。一階には五百席の中ホールをはじめ、楽屋、展示室、事務室などが入ります。二、三階は主に公民館用で、美術工作室、料理実習室、大会議室、視聴覚室などが設けられます。

文化センター建設順調に



市は、千曲町にある市営住宅の建て替えを、昭和58年度から10年計画で順次進めます。この計画は、老朽化した115戸を取り壊して、その跡に鉄筋コンクリート3階建て12棟、180戸を建設しようというものです。

現在は、今年11月の完成を目指して2棟、42戸の建設が進められています。

千曲町団地を建て替え



福祉会館は 3月完成予定

昨年8月、旧上田市農協跡に着工された「上田市福祉会館」の建設工事は、3月20日ごろの完成を目指して、急ピッチで進められています。すでに建物本体のコンクリートは打ち上がり、現在は内装工事に取りかかっています。

同会館は、鉄筋コンクリート3階建てで、市社会福祉協議会の事務局が入るほか、日常生活訓練室、相談室、作業室、大会議室などが設けられます。

「市民の森」を

スポーツ公園に



豊殿にある「市民の森」に、グラウンド、スケート場、野外劇場、体育館などを建設してスポーツ公園にしようという計画が、昭和58年度から5か年事業で進められています。

今年度は、その第一歩として、テニスコートの造成工事が進められ、この3月には全天候型テニスコート4面が完成する予定です。

昭和57年度の決算を公表します

昭和57年度一般会計、特別会計、公営企業会計の決算が、12月定例市議会で認定されましたので、その内容を公表します。

一般会計は、収入総額203億8,415万余円、支出総額200億6,663万余円で、差し引き3億1,752万余円の黒字決算で終了し、これを次年度へ繰り越しました。実質収支は、翌年度繰越額（繰越明許費）2,523万円を差し引き、2億9,229万余円の黒字となります。また、前年度と比較すると、収入総額では 1.9%、支出総額では 2.3%それぞれ減となりました。

特別会計は、各会計とも計画どおりの事業を行い、国民健康保険事業、公共下水道事業など 8 会計とも黒字で決算を終了しました。

公営企業会計は、独立採算を目的に努力し、農業共済事業、産院事業については黒字決算で終了しました。水道事業については、水の需要の鈍化に伴い収益が伸び悩み、一方で企業債の利子償還、減価償却などの費用がかさみ、赤字決算となりました。

(注) グラフなどの万円未満は、切り捨ててあります。

自主財源

依存財源

一般会計歳入 203億8,415万円

86億4,004万円 (42.4%) 市 税

25億 438万円 (12.3%) 国庫支出金

19億2,760万円 (9.5%) 市 債

18億7,637万円 (9.2%) 地方交付税

14億6,609万円 (7.2%) 分担金・負担金

14億5,690万円 (7.1%) 諸 収 入

11億 881万円 (5.4%) 県 支 出 金

3億1,052万円 (1.5%) 繰 入 金

2億3,993万円 (1.2%) 使用料・手数料

2億3,439万円 (1.1%) 地方譲与税

2億3,280万円 (1.1%) 繰 越 金

2億 374万円 (1.0%) 財 産 収 入

1億5,568万円 (0.8%) 自動車取得
税交付金

1,499万円 (0.1%) 交通安全対策特別交付金

1,184万円 (0.1%) 寄 付 金

諸 支 出 金 2,234万円 (0.1%)

議 会 費 2億2,460万円 (1.1%)

労 働 費 2億7,981万円 (1.4%)

災害復旧費 4億9,424万円 (2.5%)

消 防 費 5億8,863万円 (2.9%)

衛 生 費 9億5,009万円 (4.7%)

公 債 費 14億1,214万円 (7.0%)

商 工 費 14億8,940万円 (7.4%)

総 務 費 22億1,926万円 (11.1%)

農林水産業費 25億8,082万円 (12.9%)

土 木 費 25億8,773万円 (12.9%)

教 育 費 28億 610万円 (14.0%)

民 生 費 44億1,141万円 (22.0%)

一般会計歳出 200億6,663万円

- ▶ 上田市一軽井沢間、約27kmを結ぶ「浅間山ろく広域農道」の上田市関係分が昭和57年7月に完成。
- ▼ 太陽熱のソーラーシステムを導入した市の養護老人ホーム「報恩寮」が、昭和57年11月に完成。



一般会計の主な使いみち



農林水産業費

非補助土地改良事業	7億6,605万円
農道水路整備債務負担 元利償還補給金	2億1,082万円
農村総合整備モデル事業	1億4,315万円
転作促進特別対策事業(補助金)	1億3,559万円
同和地区農業振興事業	1億 675万円
県営塩田平 かんがい排水事業(負担金)	6,088万円
肉用牛集約生産基地 育成事業(補助金)	4,539万円



土木費

道路新設改良事業	9億1,788万円
市営住宅建設事業(古里団地)	2億7,096万円
街路整備事業	1億4,281万円
河川水路改修事業	7,670万円
都市計画公園整備事業	4,388万円
橋りょう新設改良事業	2,849万円



教育費

南小学校建設事業	8億4,687万円
市営野球場、庭球場、プール整備事業(夜間照明施設・改修など)	1億1,377万円
第五中学校校舎増築事業	9,556万円
第二中学校(原峠分室) 校舎増築事業	2,660万円
上田城跡西やぐら保存修理事業	1,700万円
上田城跡家屋移転事業	1,010万円



民生費

老人医療費 給付金	5億8,599万円
生活保護扶助費	4億2,857万円
児童手当支給額	1億4,989万円
養護老人ホーム 改築事業	1億4,962万円
同和对策生活 環境整備事業	4,837万円



商工費

融資預託金	11億9,000万円
商業近代化地域計画 策定事業(補助金)	300万円
中央通り商店街アーケ ード改修事業(補助金)	280万円

特別会計の事業状況

*土地取得事業

○公有財産購入状況(15件) 2,609万円

*塩田有線放送電話事業

○加入者数 3,694人

*国民健康保険事業

○国民健康保険加入状況

世帯数 14,159世帯(加入率40.91%)

被保険者数 36,250人(加入率31.88%)

○保険給付状況

件数 299,521件 費用額 42億7,617万円

○受診率

年間1人当り 6.7件

○高額療養費給付状況

件数 5,647件 給付額 3億 570万円

*交通災害共済事業

○共済掛金収入(94,127人) 2,285万円

○見舞金支給額(537件) 2,450万円

○学童ヘルメット贈呈状況(1,300人) 94万円

*福祉事業センター事業

○利用実人員 108人

○作業工賃 7,136万円

*同和地区住宅新築資金等貸付事業

○貸付額(34件) 1億4,295万円

*公共下水道事業

○普及状況

確認申請戸数 6,330戸、使用戸数 6,180戸

使用人口 21,830人(常住)、53,404人(使用)

普及率 88.0%

○処理場、管きょ建設工事費 7億8,945万円

○処理場維持管理費 1億7,045万円

*老人保健事業

○医療給付者の状況、受給者数 8,842人(7.75%)

○医療費給付状況

件数 10,696件、費用額 2億3,042万円

○受診率 2月分1人当り 1.2件

公営企業会計の事業状況

*農業共済事業

○農作物共済関係

被害者数 128人、支払共済金 442万円

○果樹共済関係

被害者数 161人、支払共済金 6,675万円

*産院事業

○病院経営の主体である利用者数

入院患者数 6,894人

外来患者数 12,684人

出生数 516人

*水道事業

○給水の状況

給水戸数 28,732戸

給水人口 92,911人

年間有収水量 11,368,026m³

年間配水量 16,333,370m³

○拡張工事の概況

箇所数 55か所、工事費 7億7,244万円

○建設改良工事の概況

箇所数 35か所、工事費 1億 490万円

＝昭和57年度の決算状況＝

(5ページからの続き)

特別会計の収支決算

事業名	決算額
土地取得事業	歳入 5億 42万円 歳出 4億7,652万円
塩田有線放送電話事業	歳入 4,401万円 歳出 3,836万円
国民健康保険事業	歳入 35億 728万円 歳出 34億6,859万円
交通災害共済事業	歳入 3,020万円 歳出 2,988万円
福祉事業センター事業	歳入 1億2,925万円 歳出 1億2,703万円
同和地区住宅新築 資金等貸付事業	歳入 3億8,976万円 歳出 3億6,777万円
公共下水道事業	歳入 14億 190万円 歳出 13億6,863万円
老人保健事業	歳入 2億4,009万円 歳出 2億2,666万円
合 計	歳入 62億4,295万円 歳出 61億 347万円

公営企業会計の収益的収支決算

企業名	決算額
農業共済事業	歳入 1億7,925万円 歳出 1億7,925万円
産院事業	歳入 2億1,536万円 歳出 2億1,325万円
水道事業	歳入 9億2,144万円 歳出 9億7,009万円

公営企業会計の資本的収支決算

企業名	決算額
農業共済事業	歳入 — 歳出 —
産院事業	歳入 241万円 歳出 458万円
水道事業	歳入 9億1,907万円 歳出 10億5,452万円

ものを大切に：
不用品を登録販売

② 環境課へ登録してください。
ゆずってほしい品物がある人も、



▲伊予柑娘4人が表敬訪問

2月8日、愛媛県の伊予柑娘4人が、永野市長を表敬訪問しました。彼女たちは、伊予柑をもっと食べてもらおうと全国をキャンペーンしているもので、すでに札幌市や仙台市などをまわり、県内では当市と長野市を訪問しました。

大きな声で「鬼は外、福は内」▶

今年の節分は、うるう年のため2月4日。この日、北向観音では恒例の豆まきが行われ、約2千人の善男善女でにぎわいました。大山のぶ代さん、島かおりさんといった有名人などの皆さんが、「鬼は外、福は内」と大きな声で福袋などを投げると、集まった善男善女はさかんに手を差し出していました。



不用品登録情報(主なもの)

(2月7日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
テーブル付ローチェアー	1,000円	ベビーカー
コンビラック	無 料	ベビーベッド
オルゴールメリー	無 料	すべり台
冷蔵庫 110ℓ	5,000円	子供服(2~6歳、男子)
冷凍庫 40ℓ	10,000円	卓上用ミシン
換気扇 大型	1,000円	もちつき機
電子温療器	4,000円	電気掃除機
家庭用自動血圧計	16,000円	太陽熱温水器
プロパン用ガス湯沸器	10,000円	テニスラケット(硬式)
スケート靴(スピード) 23cm・黒	2,000円	物 置
スケート靴(フィギア) 23cm・白	2,000円	じゅうたん(8畳用)
節句用飾人形	無 料	シャンデリア
婦人用皮ハーフブーツ 23.5cm	4,000円	バット
○じゅうぶんに活用できる不用品は、 どんなものでも登録しましょう。		ひな人形
		整理ダンス

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎24100内線301)へお気軽に御連絡を。

◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしています。

①不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。

②ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活

③生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

ものを大切に: 不用品登録情報

環境課へ登録してください。

②ゆずってほしい品物がある人も、あらかじめ申し出て登録してください。

*土地取得

○公有財

*塩田有

○加入

*国民健康

○国民

○世

○被

○保険

○件

○受

○年

○高

○額

○件

*交通災

○共済

○見舞

○学童

*福祉事

○利用

○作

○業

*同和地

○貸付

*公共下

○普及

○確

○使

○普

○処理

○処理

*老人保

○医療

○医療

○件

○受

○給

*農業共

○農

○初

○果

○産

*産院事

○病

○院

○外

○と

*水道事

○給

○給

○給

○給

○給

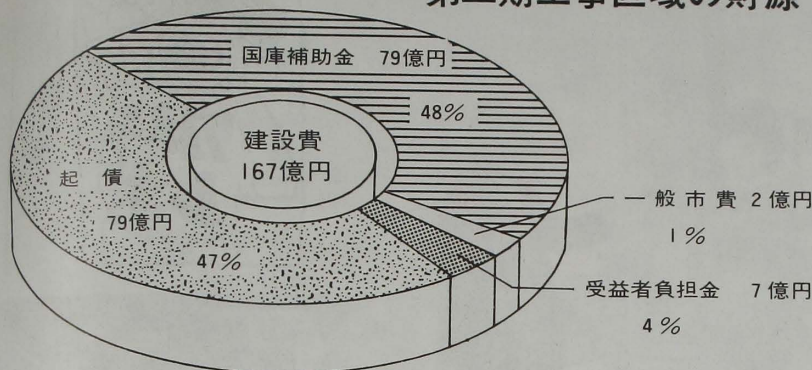
○給

○給

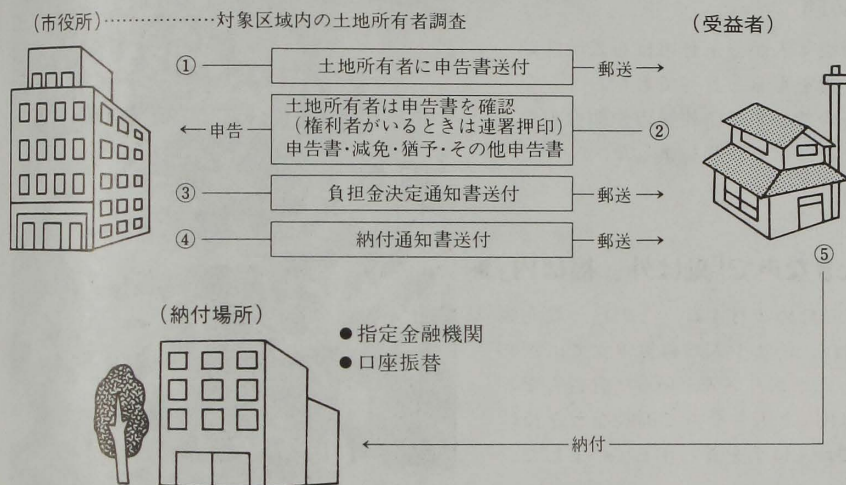
○給

○給

第三期工事区域の財源



申告から納付までの手続き



受益者負担金に御理解を

公共下水道

公共下水道の受益者負担金が、昨年の十二月定例市議会で、単位負担金額二百七十円/㎡に改正されたことは、前回の「広報うえだ」でお知らせしました。

この受益者負担金は、下水道の整備促進を図るうえで欠くことのできないものです。この制度について、皆さんの御理解と御協力をお願いします。

下水道建設の財源

下水道を建設するためには、巨額の費用がかかりますが、この財源を確保することが下水道事業を進めるうえで重要となります。

例えば、現在、西部・塩尻地区を中心に建設を進めている第三期工事区域(五百八十三ヘクタール)の建設費は、約百六十七億円かかると思われています。この財源は、国からの補助金、起債(長期借入金)、一般市債、それに皆さんから納めていただく受益者負担金です。その比率は、グラフのとおりです。

受益者負担金制度とは

下水道が整備される地域は、トイレの水洗化などにより生活環境が大きく改善されます。これによって、その土地の利用価値が上がります。

こうした利益を受けるのは、下水道の場合、整備される区域の人

に限られるため、すべての下水道建設費に他の地域の人たちの税金を使うことは負担の公平を欠くこととなります。そこで都市計画法に基づいて、建設費の一部を負担していただくのが、「受益者負担金制度」です。

国でも、この制度を採用することを積極的に勧めており、事業に必要な国庫補助金や起債を認めてもらえることとなります。上田市では、この制度を昭和四十四年から採用して、市民の皆さんに御協力をお願いしています。

賦課対象区域とは

受益者負担金は、第一期工事区域(昭和四十四年から)の市街地中心部の皆さん、第二期工事区域(昭和五十四年から)の材木町・常田・中央西地区などの皆さんに、それぞれ五年間で納めていただけてきました。

昭和五十九年度からは、第三期工事区域のうち、踏入・上堀・新田・緑が丘・常磐城・諏訪部・秋和地区のそれぞれ一部を賦課対象区域に予定しています。

負担金を納める人は

賦課対象区域内に土地を所有している人、または地上権、質権、使用貸借、賃貸借など、その土地に権利を持っている人に、受益者

負担金を納めていただきます。

簿または調査によって受益者を認

地 元 説 明 会 日 程 表

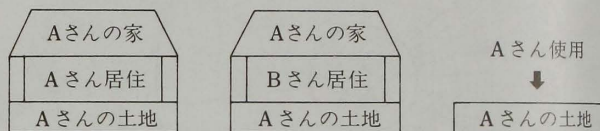
日 時	会 場	時 間	対 象 と な る 会 自 治 体
2月20日(月)	上 堀 公 民 館	午後7:30 ～9:00	上堀・踏入
22日(水)	上川原柳公会堂	"	上川原柳町 下川原柳町
23日(木)	上紺屋町公会堂	"	上紺屋町 柳
24日(金)	下紺屋町公会堂	"	下紺屋町
27日(月)	鎌 原 集 会 所	"	鎌 原
28日(火)	新 町 公 会 堂	"	新町・西脇・ 諏 訪
3月1日(水)	生 塚 公 会 堂	"	生 塚
2日(金)	常磐町自治会館	"	常 磐 町
5日(月)	西 部 公 民 館	"	城 北
7日(水)	新 屋 会 館	"	新 屋
9日(金)	"	"	"
12日(月)	緑 が 丘 会 館	"	緑 が 丘
13日(火)	緑が丘西区会館	"	緑が丘西
15日(木)	緑が丘北区会館	"	緑が丘北
16日(金)	"	"	"
22日(水)	秋 和 公 会 堂	"	秋 和
23日(金)	"	"	"
26日(月)	新 田 区 民 会 館	"	新 田
27日(火)	"	"	"
30日(金)	西 部 公 民 館	"	全 域



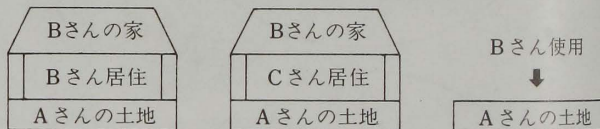
昭和56年から始まった第三期工事(常磐町で)

受益者負担金を納める人は

受益者Aさん



受益者Bさん



受益者負担金の額

負担金を納めていただきます。ただし、一時的に使用している人は、除かれます。土地の所有者には、「受益者」として、その土地の面積に応じて負担金を納めていただきます。

受益者負担金は、その土地に対して一度限り賦課されるもので、負担金の単価は一平方メートル当り二百七十円です。

土地の面積に応じて賦課されますので、対象となる土地の面積に二百七十円を乗じた額が受益者負担金の額となります。負担金は、納め易いように五年間に分割し、さらに一年を四回の納期に分け、計二十回で納めていただきます。

申告から納付まで

土地の所有者は、公簿により確認できますが、その土地に権利者があるかどうか正確を期すために申告制をとっています。

賦課対象区域内に土地をお持ちの皆さんには、資産税課から「下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、その内容を確認のうえ、期日までに資産税課へ提出してください。また、土地に他の権利者がある場合は、権利者と連署押印のうえ、提出してください。申告書の提出がありませんと、公

簿または調査によって受益者を認定することになりますので、必ず提出してください。皆さんから提出された「申告書」は、市で確認し、「受益者負担金決定通知書」をお送りします。負担金の納付は、市税などと同様に、市で発行する納入通知書により、市の指定金融機関に納めていただきますが、便利な口座振替をお勧めしています。

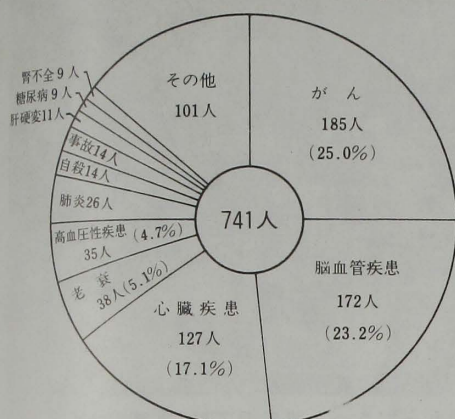
負担金の減免など

負担金は、税金と異なり、公共用地などにもすべて賦課されますが、土地の利用状況などにより、市長が認めた場合は減免または徴収猶予の規定があります。この場合、「受益者申告書」と一緒に「受益者負担金減免申請書」または「受益者負担金徴収猶予申請書」を提出していただきます。

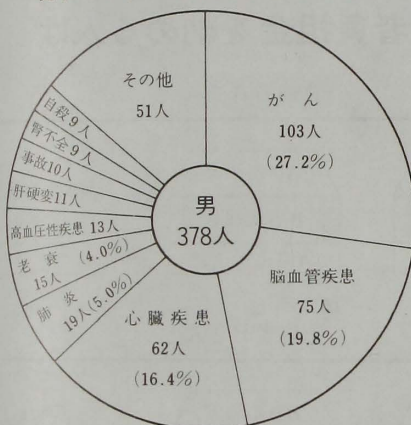
地元説明会を開催

市では、受益者負担金についてより詳しく知っていただくため、昭和五十九年から賦課を予定している地区の皆さんに、上表の日程で地元説明会を開催します。対象となる自治会の皆さんは、ぜひ御出席ください。また、地元での説明会に都合が悪くて出席できない人は、最寄りの会場にお出かけください。

昭和57年 全死亡状況



昭和57年 男女別死亡状況



県内ならすべて翌日配達

郵便が早くなります

郵便局では、手紙やはがき、郵便小包などを2月1日から県内ならすべて翌日配達することにしました。郵便ポストに標示してあります最終収集時刻までにお出してください。

三大成人病が3

その中には、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、肝臓病、腎臓病、高血圧、動脈硬化などが含まれます。特に、がん、脳卒中、心臓病

成人病とは、肝臓病、腎臓病といった特定の臓器の病気を指すものではありません。職場では働き盛りの人、家庭では一家の柱ともいふべき人の健康を知らず知らずのうちに脅かし、ひいては死にいたらしめる病気をいいます。

昭和56年に逆転

死因別では、昭和五十五年までは男女ともに脳血管疾患が死亡の第一位でしたが、昭和五十六年には逆転して男性の死亡の第一位に初めてがんがなりました。昭和五十七年も五十六年同様、

成人病は、若いときから、そのきざしが現われ始め、中年を過ぎから表面化してきます。ですから、

健康診断を受けて、常に自分の体の健康状態をチェックしておきましょう。

健康づくり

上田市の成人病

“がん”が死因の第一位に

成人病とは、肝臓病、腎臓病といった特定の臓器の病気を指すのではありません。職場では働き盛りの人、家庭では一家の柱ともいふべき人の健康を知らず知らずのうちに脅かし、ひいては死にいたらしめる病気をいいます。

を三大成人病といっています。昭和五十七年の一年間に、上田市内では七百四十一人の方が亡くなりましたが、その三分の二を三大成人病が占めています。(グラフ参照)

年齢別の死亡順位

次に、年齢別の死亡順位では、男性は三十代の第一位が心臓疾患で、四十代から七十代まではがんが第一位です。八十代以上になると、脳血管疾患が第一位となります。女性も、三十代から六十代まではがんが第一位で、七十代以上になると脳血管疾患が第一位となっています。

成人病の予防

ら、若いときからの心がけと摂生の積み重ねが、その進行を遅らせるのです。

成人病を防ぐため、日常生活では次のことを守ってください。

- ①精神的な安定を図る
- ②寒さに注意する
- ③入浴はぬるめに短時間とする
- ④トイレは暖かくして、自然な便通を待つ
- ⑤睡眠と休養は十分にとる
- ⑥お酒とタバコを控える
- ⑦太り過ぎない
- ⑧バランスのとれた食事をする

納税は便利な口座振替で

税金も電気料やテレビの受信料などと同じように、口座振替ができます。

納め忘れや納税の手間がはぶける口座振替をお勧めします。

手続きは、金融機関または収税課へ預金に使用している印鑑と通帳を御持参いただければ簡単にできます。

<収税課 ☎ 24100 内線 241・有線 20691>

あなたの国民年金

(74)

今月は保険料(2・3月分)の納期月

2月は、昭和58年度最後の国民年金保険料(第6期)の納期月です。忘れずにお納めくださるようお願いいたします。もし、これまでに未納の分がありましたら、それも併せて完納されるようお願いいたします。

年金額の充実にともなつて、国民年金の保険料は、年金の支給とのバランスがとれるように段階的に引き上げられています。(59年4月から1か月6,220円)

国民年金の財源は、保険料の積立金が全体の3分の2を占めていますので、保険料を忘れずに納めることが制度を健全に維持するために大切なことです。

忘れずに保険料の申告を

所得税の申告時期になりましたが、すでに納めた国民年金の保険料は「社会保険料控除」として所得額から差し引かれることになっています。

①58年4月に完納された方 (控除額) 68,270円

②各期別ごと59年1月分まで完納された方
(控除額) 68,740円

③付加年金を納めた方 (控除額)

①または②へ(納めた月数×400円)を加算

また、過去の納め忘れの保険料を納めた方は、その額も併せて記入してください。

改革される年金制度の動き

高齢化への道を歩み始めたわが国の社会は、年金制度にもいろいろな影響を与えています。

このため、近いうちに長期的に安定した年金制度として改正されます。国民年金制度は、国が責任をもって運営管理している社会連帯の助け合いの制度であり、各種公的年金制度の中心的な役割を果たしてきた中で、さらに信頼される「国民年金制度」として全般にわたり見直し改革するものです。

もちろん、いままで加入されている方は、引き続いて御加入いただき、安定した老後の支えとして自分自身の年金を手にするべきでしょう。

〈国保年金課年金係 ☎4100内線284・有線 ☎0711〉

定期監査の結果公表

上 田 市 長 永野 裕貞 殿
上田市議会議長 竹内 義憲 殿

上田市監査委員 小池 守
同 石井 重義

定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第3項の規定により実施した昭和58年度第2回定期監査の結果を次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

昭和58年8月30日から昭和58年12月20日まで

2 監査の範囲

昭和57年度における財務に関する事務処理の状況、契約および工事の状況などについて

3 監査の対象

民 生 部

市民課、国保年金課、保健予防課、生活環境課、清掃事務所

社 会 部

福祉課(点字図書館)、社会課(勤労青少年ホーム、相染閣)、児童保育課(乳児院、母子寮、26保育園)、同和対策課、福祉事業センター(西塩田事業所、中塩田事業所、川西事業所)、報恩寮、老人福祉センター、川西社会福祉センター、塩田解放会館、城南解放会館、中央解放会館

教育委員会

庶務課、学校教育課(17小学校、7中学校)、社会教育課、同和教育課、体育課(体育施設管理事務所、自然運動公園管理事務所、勤労者体育センター)、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、図書館、博物館、信濃国分寺資料館、山本鼎記念館、第一学校給食センター、第二学校給食センター

4 監査の結果

各所管における財務に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。それぞれの監査箇所における細部の指摘事項については、そのつど注意または改善を促した。

また、各出先機関の現場監査については、抽出により保育園、小中学校など17施設を実施したが、管理については、おおむね適切であると認めた。それぞれの監査箇所における問題点のあるものについては、検討または改善方を促した。

なお、今後とも行政の多様化に伴い、増大する事務処理にあたっては、常に能率化に意を用い、効率的執行に配慮されるよう望むものである。

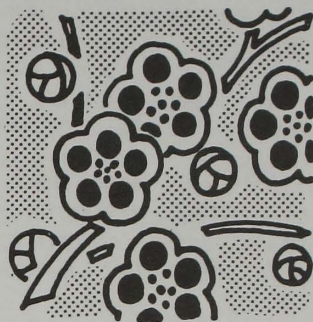


点検は 防火のはじまり しめくくり

春の全国火災予防運動・2月29日～3月13日

今回の運動では「①身体不自由者などを中心とした死傷防止対策の徹底、②家庭や地域での防火対策の推進、③防火対象物の防火安全の確保、④防災機器などの普及推進、⑤異常乾燥時や強風時の火災発生防止の推進、⑥車両火災の予防」の6点を重点目標にしています。

お知らせ



予防接種・

乳幼児健診の

通知変更

保健予防課保健係
☎2241000内線289
有線②0721

今まで、官製はがきなどで予防接種や乳幼児健診の通知を該当者にさし上げてきましたが、五十九年度から一年間の年間計画表を四月ごろ各家庭にお配りし、計画表により予防接種や乳幼児健診を行うことになりました。

日時や会場などは、そのつど「広報う え だ」に掲載し個人通知に代えさせていただきますようにいたしますので、「広報う え だ」をよく御覧い

ただくようお願いいたします。

3月1日～3月21日

固定資産税

課税台帳を縦覧

資産税課
☎2241000内線236・237
有線②0681

昭和五十九年度固定資産税の基礎となる評価額などが、法第四一〇条の規定により決まりました。次のとおり課税台帳の縦覧を行いますので御覧ください。

縦覧できる台帳：土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳
縦覧期間・時間：三月一日(木)から三月三十一日(木)までの午前八時

三十分から午後五時(ただし、土曜日は正午まで、日曜・祝日は休み)

縦覧場所：市役所本庁舎一階資産税課

持ち物：本人が縦覧する場合は印鑑を、代理人が縦覧する場合は自分の印鑑と代理人選任届か委任状をお持ちください。

決定した評価額

○昭和五十九年度は据え置き年度のため、土地の地目変更などの異動や家屋の取り壊しおよび新増築・改築などがない場合は、五十七年度価格に据え置かれています。

○地目変更や家屋の新増築などがあつた場合は、新しい評価額などが決定されていますので、この期間中に御覧になることをお勧めします。

審査の申し出：新しく価格の決定があつたもので、固定資産税台帳などに登録された事項に不服のある人は、三月一日から三月三十一日までの間に、文書で固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

税負担の調整

昭和五十七年度から土地の固定資産税は、地方税法の規定により一定の負担調整措置が行われています。

納期について：昭和五十九年度の納期は、昨年と同じく四月、七

月、十二月、翌年二月末日の四納期です。

結婚セミナーに

御参加を

上田保健所 ☎231260

上田保健所では、幸せな結婚生活を迎える二人のために「結婚セミナー」を開催します。とき：別表のとおり

結婚セミナー日程表

第1回	3月9日(金) 午後6:00～8:30	開講式 講演「健康な家庭づくり」 講義「結婚前の健康管理」
第2回	3月15日(木) 午後6:00～8:30	血液検査(血液型、梅毒反応検査など) 講演「あたたかい家庭生活」 講義「望ましい食生活」
第3回	3月23日(金) 午後6:00～8:30	映画「生命創造」 講義「家族計画について」 閉講式、座談会

市への物品納入

「見積参加願」の提出

管財課 ☎2241000
内線255・256

昭和五十九年度、市へ物品の納入を希望される人は、「見積参加願」が必要ですので、次により提出してください。

提出期間：二月一日(木)から同二十九日(木)。期日までに提出されないと、市の規則により資格審査をし、見積参加業者名簿に掲載します。

提出先：お問い合わせ先：管財課

(市役所本庁舎三階)

必要書類：①見積参加願 ②営業

概要調書 ③事業経歴書 ④納

税証明書(事業税、市町村民税、

固定資産税、都市計画税、軽自

動車税、国民健康保険税)の各一通

用紙は管財課にあります。

ところ：上田市働く婦人の家
内容：別表のとおり
対象者：婚約中の男女
費用：教材費五百円、血液検査料

申込方法：三月一日(木)までに、上田保健所へ電話で連絡してください。

計量モニターを

募集します

商工課計量係

☎2241000内線603

商品の量目に対する関心を高めていただくとともに、この調査により得られた各種データや意見、苦情などを今後の計量行政に反映させるため、次のとおり昭和五十九年度計量モニターを募集します。

応募資格：食料品関係の販売業を営んでいない、またはこれに携わっていない市内の家庭の主婦で、次の条件に該当する人

- ①昼間の会議に出席できる人(年三回)
- ②過去に計量モニターを経験していない人

職務内容：指定する期間内に購入した商品の目方を計って、日誌に記入し報告していただきます。

応募期限：三月三十一日(出)

謝礼：五千円と記念品(検査用ばかりと分銅)

応募方法：官製はがきに、郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、家族構成、電話番号をお書きのうえ、〒386 市内大手一―一―一六 上田市役所商工課計量係までお申し込みください。

建設工事入札

「参加願」の提出

管理課庶務係

☎2241000内線343

昭和五十九年度、市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は、建設工事参加資格審査申請の手続きが必要です。次に、早めに手続きをしてください。

必要書類：①建設工事参加資格審査申請書 ②市税完納証明書

- ③代表者の身分証明書
- ④経営事項審査申請書の写し
- ⑤委任状または社内規則
- ⑥建設業退職金共済組合加入証明書(加入者に限る)

提出期間：三月一日(木)から三月三十一日(土)まで

提出先：管理課庶務係

「心の健康相談」を

実施します

市川西支所保健婦

☎22002

有線・川西20021

上田保健所と市では、健康で楽

報うえだ」に掲載し個人通知に代えさせていただきますようにありますので、「広報うえだ」をよく御覧い

産課税台帳
縦覧期間・時間：三月一日(木)から三月三十一日(木)までの午前八時

措置が行われています。
納期について：昭和五十九年度の納期は、昨年と同じく四月、七

しい生活を過ごしていただくため「心の健康相談」を次のとおり実施します。

寝つきが悪い、気分がすっきりしない、いつもいらいる、などの悩みをお持ちの人、またお子さんのことで悩んでいらつしやる人は、お気軽に御相談ください。

とき：三月十六日(金)午後一時から三時

ところ：川西社会福祉センター

相談担当者：精神科医師、ケースワーカー、保健婦

お申し込み：市川西支所保健婦

市育英会の59年度

奨学生を募集

教育委員会庶務課

☎2241000内線545

有線20861

資格：①昭和五十九年四月から

高等学校(全日制、定時制)に

進学する中学生 ②昭和五十九

年四月現在、高等学校に在学し

ている生徒

申込方法：在学している中学校、

高等学校の担任の先生に相談し

て、手続きしてください。

申込期限：三月十九日(月)

決定：育英会の評議員会で審査

し、決定します。

3月の乳幼児健康診査

昭和59年3月の乳幼児健康診査を下記により行います。

受付時間は、いずれも午後1時から2時。

母子健康手帳とバスタオルをお持ちください。

会 場	健 診	実施日	対 象 児
上田市保健センター	4か月児	3月1日	58年10月16日～10月31日生
		3月16日	58年11月1日～11月15日生
	10か月児	3月6日	58年4月16日～4月30日生
		3月23日	58年5月1日～5月15日生
	1歳6か月児	3月7日	57年8月16日～8月31日生
		3月27日	57年9月1日～9月15日生
	3歳児	3月2日	56年2月1日～2月15日生
		3月9日	56年2月16日～2月28日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	4か月児	3月13日	58年10月16日～11月15日生
	10か月児		58年4月16日～5月15日生
	1歳6か月児	3月21日	57年7月16日～9月15日生
	3歳児	—	—
川西社会福祉センター (川西地区)	4か月児	3月14日	58年10月16日～11月15日生
	10か月児		58年4月16日～5月15日生
	1歳6か月児		57年8月16日～9月15日生
	3歳児		—

※赤ちゃん手帳を御利用ください。

今月の納税

固定資産税 第4期
(都市計画税)

国民健康保険税 第9期

今月の納税は、固定資産税(都市計画税)第4期と国民健康保険税第9期です。

税金は、納期内に完納されますよう御協力ください。今月の納期限は2月29日(水)です。

＜収税課☎224100内線241・有線20691＞

税金を納めて 明るい
街づくり
(市内中学生納税標語入選作品)

第1回	午後
第2回	午後
第3回	午後

自動車税、国民健康保険税)の各一通
用紙は管財課にあります。

家族みんなの健康教室日程表

月 日	曜 日	時 間	地 区	会 場
2月22日	水	午後1:30 ～3:30	市内全域	老人福祉 センター
2月27日	月	午後1:00 ～4:00	城 北	西 部 公 民 館
2月29日	水	"	金 剛 寺	金剛寺公民館
2月29日	水	"	越 戸	越 戸 公 民 館
3月8日	木	"	倉 升	倉 升 公 民 館
3月15日	木	"	赤 坂	赤 坂 公 民 館

※老人福祉センターでは血圧測定と検尿がありません。

歯の健康教室日程表

月 日	曜 日	時 間	地 区	会 場
3月5日	月	午後1:00 ～3:30	丸 堀	三 区 会 館
3月12日	月	"	神科新屋	新 屋 公 民 館

いつまでも健康な生活を送り、寝たきりを予防するためにも、働き盛りからの健康管理が大切です。市では、健康生活のコツを学ぶ「家族みんなの健康教室」を開催します。皆さん、お誘い合わせてお出かけください。

〈とき・ところ〉
別表のとおり

「家族みんなの健康教室」を開催

保健予防課

☎2241000内線291
有線②0721

「歯の健康教室」を開催します

保健予防課

☎2241000内線291
有線②0721

むし歯や歯槽膿漏を放っておく

〈内 容〉

①血圧測定、検尿、健康相談（医師、保健婦） ②健康な日常生活を送るための話（医師） ③長生きの食事について（栄養士）

〈その他〉

高血圧のしおりや健康手帳をお持ちの方は、御持参ください。

市保健センターを御利用ください

健康相談室

☎2241000内線293
有線②0722

市民の皆さんに、より健康で明るい生活を送っていただくために市役所南庁舎二階の市保健センターでは、保健婦による健康相談を毎日行っています。

〈内 容〉

①血圧測定、検尿（保健婦）

②健康な歯づくりの話・相談（歯科医師） ③歯みがき指導（歯科衛生士）

〈その他〉

毎日使っている歯ブラシ、コップを御持参ください。

健康と日本型

食生活について

Ⅱ 一日生活教室Ⅱ

上田消費生活センター

☎278517・250998

長野県上田消費生活センターでは、一日生活教室として毎月講演会を開いています。今月は次のとおりです。御聴講ください。

と き：二月二十二日（水）午後一時三十分から三時三十分

と ころ：上田消費生活センター教室

テーマ：「健康と日本型食生活について」

講 師：県衛生部保健予防課課長 補佐 金木歌子さん

定 員：百名
受講料：無料

合同行政相談所を開設します

長野行政監察局の主催で、行政諸般にわたる相談と、国、県、市の業務に対する苦情、要望などについての合同行政相談所を次のとおり開設します。お気軽におでかけください。

と き：二月二十八日（火）午前十時から午後三時

と ころ：上田西武五階ねむの木広場（駐車は無料です）

出席する機関：長野行政監察局、長野地方事務局上田支局、上小地方事務所、上田建設事務所、行政相談委員、上田市

